

## 第3号議案

### 規約等の改正について（案）

平成 29 年度に経営所得安定対策等推進事業に関して財務省の予算執行調査が行われ、謝金や旅費等の各経費について、予算執行の根拠となる規程の整備を行うように農林水産省から指導があったため、以下の規程の改正を行う。

#### 1 愛知県農業再生協議会会計処理規程

- ・ 第 29 条第 2 項を追加

##### 第 29 条

2 見積書を徴取する業者の選定については、原則、2 者以上から徴取することとする。ただし、予定価格ごとの見積業者数については、愛知県財務規則運用通知（昭和 61 年 3 月 14 日 61 出管第 105 号出納事務局長通知）を準用し、見積書を徴取することができる。

- ・ 第 31 条を加筆修正

第 31 条 県協議会の運営に必要な経費であって、次の各号に掲げる支出については、第 29 条の規定を準用する。

- (1) 会議費
- (2) 愛知県の報償費（謝金）支給単価一覧表の規定を準用して決定した会員等への謝金
- (3) 支払対象者の属する組織等が定める規程を準用して決定した旅費
- (4) 愛知県の臨時雇用職員の賃金日額基準の規定を準用して決定した賃金

愛知県農業再生協議会会計処理規程新旧対照表

新	旧																																	
<p>愛知県農業再生協議会会計処理規程</p>	<p>愛知県農業再生協議会会計処理規程</p>																																	
<table border="1"> <tr><td>平成16年2月17日制 定</td></tr> <tr><td>平成16年5月11日一部改正</td></tr> <tr><td>平成19年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成20年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年3月12日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年4月15日一部改正</td></tr> <tr><td>平成22年4月30日一部改正</td></tr> <tr><td>平成23年4月25日一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年3月21日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年3月 8日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年4月23日一部改正</td></tr> <tr><td>平成26年2月19日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年2月 5日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年4月 1日一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年4月22日一部改正</td></tr> <tr><td>平成29年4月21日一部改正</td></tr> <tr><td><u>平成30年4月 日一部改正</u></td></tr> </table>	平成16年2月17日制 定	平成16年5月11日一部改正	平成19年4月13日一部改正	平成20年4月13日一部改正	平成21年3月12日一部改正	平成21年4月15日一部改正	平成22年4月30日一部改正	平成23年4月25日一部改正	平成24年3月21日一部改正	平成25年3月 8日一部改正	平成25年4月23日一部改正	平成26年2月19日一部改正	平成27年2月 5日一部改正	平成27年4月 1日一部改正	平成28年4月22日一部改正	平成29年4月21日一部改正	<u>平成30年4月 日一部改正</u>	<table border="1"> <tr><td>平成16年2月17日制 定</td></tr> <tr><td>平成16年5月11日一部改正</td></tr> <tr><td>平成19年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成20年4月13日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年3月12日一部改正</td></tr> <tr><td>平成21年4月15日一部改正</td></tr> <tr><td>平成22年4月30日一部改正</td></tr> <tr><td>平成23年4月25日一部改正</td></tr> <tr><td>平成24年3月21日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年3月 8日一部改正</td></tr> <tr><td>平成25年4月23日一部改正</td></tr> <tr><td>平成26年2月19日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年2月 5日一部改正</td></tr> <tr><td>平成27年4月 1日一部改正</td></tr> <tr><td>平成28年4月22日一部改正</td></tr> <tr><td>平成29年4月21日一部改正</td></tr> </table>	平成16年2月17日制 定	平成16年5月11日一部改正	平成19年4月13日一部改正	平成20年4月13日一部改正	平成21年3月12日一部改正	平成21年4月15日一部改正	平成22年4月30日一部改正	平成23年4月25日一部改正	平成24年3月21日一部改正	平成25年3月 8日一部改正	平成25年4月23日一部改正	平成26年2月19日一部改正	平成27年2月 5日一部改正	平成27年4月 1日一部改正	平成28年4月22日一部改正	平成29年4月21日一部改正
平成16年2月17日制 定																																		
平成16年5月11日一部改正																																		
平成19年4月13日一部改正																																		
平成20年4月13日一部改正																																		
平成21年3月12日一部改正																																		
平成21年4月15日一部改正																																		
平成22年4月30日一部改正																																		
平成23年4月25日一部改正																																		
平成24年3月21日一部改正																																		
平成25年3月 8日一部改正																																		
平成25年4月23日一部改正																																		
平成26年2月19日一部改正																																		
平成27年2月 5日一部改正																																		
平成27年4月 1日一部改正																																		
平成28年4月22日一部改正																																		
平成29年4月21日一部改正																																		
<u>平成30年4月 日一部改正</u>																																		
平成16年2月17日制 定																																		
平成16年5月11日一部改正																																		
平成19年4月13日一部改正																																		
平成20年4月13日一部改正																																		
平成21年3月12日一部改正																																		
平成21年4月15日一部改正																																		
平成22年4月30日一部改正																																		
平成23年4月25日一部改正																																		
平成24年3月21日一部改正																																		
平成25年3月 8日一部改正																																		
平成25年4月23日一部改正																																		
平成26年2月19日一部改正																																		
平成27年2月 5日一部改正																																		
平成27年4月 1日一部改正																																		
平成28年4月22日一部改正																																		
平成29年4月21日一部改正																																		
<p>第1章～第4章 (略) 第5章 物 品</p> <p>(物品の定義) 第28条 (略)</p> <p>(物品の購入) 第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付して第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が100万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。 <u>2 見積書を徴取する業者の選定については、原則、2者以上から徴取することと</u></p>	<p>第1章～第4章 (略) 第5章 物 品</p> <p>(物品の定義) 第28条 (略)</p> <p>(物品の購入) 第29条 前条の物品の購入については、稟議書に見積書を添付して第8条第1項の経理責任者を経て、会長の決裁を受けなければならない。ただし、1件の購入金額が100万円未満のときは、事務局長が専決処理にすることができる。</p>																																	

する。ただし、予定価格ごとの見積業者数については、愛知県財務規則運用通知（昭和61年3月14日61出管第105号出納事務局長通知）を準用し、見積書を徴取することができる。

(物品の照合)

第30条 (略)

(規定の準用)

第31条 県協議会の運営に必要な経費であって、次の各号に掲げる支出については、第29条の規定を準用する。

(1) 会議費

(2) 愛知県の報償費（謝金）支給単価一覧表の規定を準用して決定した会員等への謝金

(3) 支払対象者の属する組織等が定める規程を準用して決定した旅費

(4) 愛知県の臨時雇用職員の賃金日額基準の規定を準用して決定した賃金

## 第6章～第7章 (略)

附則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年4月30日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日、平成29年4月21日、平成30年4月日）。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。

(物品の照合)

第30条 (略)

(規定の準用)

第31条 県協議会の運営に必要な経費であって、会議費等軽微なものの支出については、第29条の規定を準用する。

## 第6章～第7章 (略)

附則

1 この規程は、平成16年2月17日から施行する（一部改正：平成16年5月11日、平成19年4月13日、平成20年4月13日、平成21年3月12日、平成21年4月15日、平成22年4月30日、平成23年4月25日、平成24年3月21日、平成25年3月8日、平成25年4月23日、平成26年2月19日、平成27年2月5日、平成27年4月1日、平成28年4月22日、平成29年4月21日）。

2 平成19年度に執行する平成18年産対策（稲作所得基盤確保対策、麦・大豆品質向上対策及び担い手経営安定対策）については、なお従前の例により取り扱うものとする。